

**令和5年度
東庄町保育所保育料基準額表**

各月初日の入所児童の属する世帯の区分		利用者負担額（月額）		
階層	定 義		保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	1人目	0円	0円
		2人目	0円	0円
		3人目以降	0円	0円
3	所得割課税額 48,600円未満	1人目	15,000円	14,700円
		2人目	7,500円	7,350円
		3人目以降	0円	0円
4a	72,800円未満	1人目	21,000円	20,600円
		2人目	10,500円	10,300円
		3人目以降	0円	0円
4b	72,800円以上 97,000円未満	1人目	24,000円	23,500円
		2人目	12,000円	11,750円
		3人目以降	0円	0円
5a	97,000円以上 133,000円未満	1人目	33,000円	32,400円
		2人目	16,500円	16,200円
		3人目以降	0円	0円
5b	133,000円以上 169,000円未満	1人目	35,500円	34,800円
		2人目	17,750円	17,400円
		3人目以降	0円	0円
6	169,000円以上 301,000円未満	1人目	45,000円	44,200円
		2人目	22,500円	22,100円
		3人目以降	0円	0円
7	301,000円以上 397,000円未満	1人目	48,000円	47,100円
		2人目	24,000円	23,550円
		3人目以降	0円	0円
8	397,000円以上	1人目	51,000円	50,100円
		2人目	25,500円	25,050円
		3人目以降	0円	0円

※保育料を算定する際の税額は、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除等を含まないものとして算出した額になります。

【保育料の軽減】

1. ひとり親の世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等については、下表の金額になります。2人目以降は無料です。

階層	保育標準時間認定	保育短時間認定
第2階層	1人目	0円
第3階層	1人目	6,800円
第4a階層		
第4b階層(所得割額77,101円未満)		

2. 同時入所等による保育料減額

同じ世帯で2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の保育料月額は、年齢の高い順から数えて2人目の児童が半額になり、3人目以降は無料です。

3. 多子世帯の保育料の軽減

○第2子半額軽減：第3階層～第4a階層(所得割額57,700円未満)で保護者と生計が同一の子や孫等。

○第3子以降無料：第3階層～8階層の保護者と同一世帯の子どもで、**申請が必要**です。

ただし、第4a階層(所得割額57,700円以上)～第8階層は第3子からみて第1子が18歳到達後3月31日までの年齢であること。

4. 3歳児～5歳児クラスの（4月1日現在で3歳以上）児童の保育料等は無料です。

0歳～2歳時クラスの（4月1日現在で3歳未満）非課税世帯に属する児童の保育料は無料です。